

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

固定資産税の課税明細書

Q: 平成9年は固定資産税の土地の評価替えの年ですが、評価額等の明細は送られてくるのでしょうか。

A: 自治省では、課税評価の透明性を図るためにも、各自治体に対して、課税明細書の送付を指導しています。

【解説】

自治省がこのほどまとめた「固定資産税に係る課税資産の内訳書(課税明細書)」の送付状況によると、課税明細書を送付しているのは、平成8年5月末現在、全国3,233の市町村のうち、686団体と全体の2割にすぎないことが明らかになりました。

都道府県別に課税明細書の送付状況を見ると、神奈川県が最も高く、97.3%の市町村が送付を行っています。以下、愛知県の94.3%、大阪府の86.4%と続き、東京都は73.2%となっています。

一方、三重県、佐賀県、鹿児島県では全く送付を行っていないなど、各自治体によって大きな格差がみられます。

この課税明細書とは、土地又は家屋に係る所在地番別の地積(又は床面積)、評価額等の明細を記入した納税者用の資料のことで、課税評価の透明性を確保するためには欠かせないものとされています。前回の平成6年度土地評価替えでは、納税者により多数の不服申立が行われたということもあり、自治省では、課税明細書の送付を一層徹底するよう各自治体に要請していくこととしています。

